

教員免許状取得を目指す皆さんへ

教員免許状／教育実習／介護等体験

教員免許状の取得を希望される方は必ずお読みください

はじめに

教員になるためには、教育職員免許法（以下「教員免許法」）に基づき、教員免許状を取得しなければなりません。教員免許状は、文部科学省より課程認定を受けた大学で所定の単位を修得したものに對し、各都道府県の教育委員会が授与するものです。

本学の教職課程は、将来、教職に就く意志のあるものを対象に開設しており、単位修得に加え、教育実習および、7日間の介護等体験（小・中学校教員免許状取得希望者）を行わなければなりません。将来、教職に就く意志がなく資格さえ取得できればよいといったような安易な姿勢で免許状の取得を目指さないよう強く望みます。教職課程を履修した皆さんの中から、次代を担う人間教育者が陸続と輩出されることを念願しています。

教員免許状授与に関する規定

教員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当する方は、教員免許状の取得ができません。

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者